

広がる子どもの居場所(地域子ども教室)①

「子どもの居場所づくり」シンボルマークについて

子どもの居場所づくりの推進には、より多くの国民の皆様方のご協力をいただくことが必要であることから、広報活動(「子どもの居場所づくり」キャンペーン)を実施しています。このシンボルマークは、「大人たちが見守るフィールドの中で、子どもたちが、のびのび、いきいき輝く、その環境づくりを増進全体で表える。」そんな気持ちを表しています。



「子どもの居場所づくり」ホームページ

国民、行政関係者、地域子ども教室推進事業の関係者などを対象としたホームページを開設しております。事業の内容や安全マニュアルなどの資料や事業の実施事例、問い合わせ先などを掲載しています。



ホームページアドレス
<http://www.ibasyo.com>

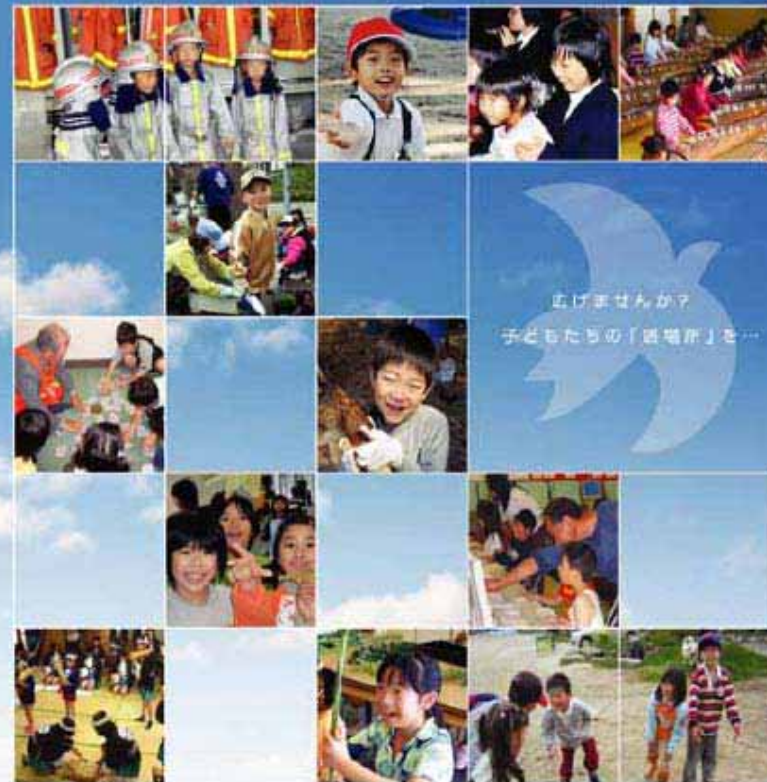
安全対策について

文部科学省では、各学校でより具体的な安全確保の取組を推進するため、平成16年1月に「学校安全緊急アピール」を、また、平成17年5月には「学校安全のための方策の再点検等について」(安全安心な学校づくりのための文部科学省プロジェクトチーム第一次報告)をそれぞれ策定し、公表しております。「地域子ども教室推進事業」においても、協力者会議を設置し、「地域子ども教室推進事業安全管理マニュアル」を作成しました。(ホームページ参照)このマニュアルは、子どもたちが安全にかつ安心して活動できる居場所をつくるため、健康管理、不審者侵入対策、災害対策、施設周辺の危機管理といった4点について、その留意点をまとめたものです。なお、地域子ども教室は全国各地で実施場所や実施形態等が異なることから、事業を実施する上での基本的事項を中心に記述するとともに、本マニュアルを参考にしながら、各地域でマニュアルを作成してもらうようお願いしているところです。

文部科学省生涯学習政策局 子どもの居場所づくり推進室 〒100-8959 東京都千代田区丸の内2-5-1
TEL 03-5253-4111 内線(3261) FAX 03-6734-3261

広がる 子どもの居場所

「地域子ども教室」のすすめ



文部科学省生涯学習政策局 子どもの居場所づくり推進室

広がる子どもの居場所(地域子ども教室)②

今、全国各地でさまざまな「子どもの居場所づくり」がすすんでいます

平日(月～金)毎日開催している例(岩手県浄法寺町)

事業名 浄法寺地域子ども教室
参加対象者 町内の児童・生徒
実施日(時間帯) 月曜日～金曜日の授業終了後から午後5時まで
 ※夏休みにあわせて、土日・夜日・長期休業中の学校外での活動もあり
実施場所 浄法寺小学校(いなわホール) 中央公民館(カシオペアセンター)
活動内容 ●ニュースポーツ(エスキーツニス、グラウンドゴルフ)
 ●レクリエーション ●創作(手芸、工芸、絵画、木工等)
 ●パソコン ●読書(読み聞かせ、ブックトーク、調べ学習等)
 ●季節の行事(七夕、クリスマス、ミスキッズ等) ●交流会



工夫している点 ① 地域ボランティアによる活動の充実に



老人クラブによる地域の行事・自治会等の伝承や、伴指導員によるニュースポーツの指導など、地域住民の積極的な参加と協力を得ています。

② 多様な体験活動の充実
 子どもたちの主体的な活動を基本とした上で、スポーツ(もりもりタイム)、創作(クラフトとんとん)、読書(おはなしばらっぴ)、などの時間をプログラムに取り入れています。



③ 子ども教室からの情報発信
 毎月「子ども教室カレンダー」を全児童に配布。また、新聞での子どもたちの様子や月ごとの予定などを「子ども教室通信」として、保護者、学校、自治体などに合わせて発行しています。

【活動実績】 平成17年度内子ども教室カレンダー

日	月	火	水	木	金	土
						4
5						11
12						18
19						25
26						

※【A】はいはいむすび、【B】は時育館(浄法寺小学校)、【C】は図書館(浄法寺小学校)でおこないます。
 ※「もりもりタイム」では、からだを動かして遊びます。
 ※月、エスキーツニス、グラウンドゴルフなどを実施します。
 ※「クラフトとんとん」は、身近な材料を使った制作タイムです。6月は、大粒のボールを使って、夏や秋などをテーマに、七夕の準備もします。
 ※「おはなしばらっぴ」では、ボランティアの方たちによる朗読劇や、読書の読み聞かせ、自治体資料を案内します。

子どもたちの自主性を尊重し事業を実施している例(沖縄県大宜味村)

事業名 津波つむぐわくクラブ
参加対象者 村内の児童・生徒
実施日(時間帯) 火曜日～木曜日 午後2時30分～午後5時30分
実施場所 大宜味村立児童小学校
活動内容 ●スポーツ全般 ●ゲーム ●ものづくり
 ●小動物とのふれあい など



工夫している点 ●子どもたちと近い年齢の指導員として子どもたちと関わっています。
 ●子どもたちの自主性を尊重し、子どもたちと話し合いを何度も繰り返しながら教室のプログラム等を決定しています。
 ●指導員が収穫を働いていることもあり、山羊などの動物とのふれあいを通して食の大切さ、生き物への優しさの気持ちも育てています。

大学との連携により事業を実施している例(大阪府鶴取町)

事業名 くまどりちゅうのほろろ広場 サタデーーム
参加対象者 町内の児童・生徒
実施日(時間帯) 毎月 第2・4土曜日 午後5時～6時30分
実施場所 鶴取町少年センター
活動内容 ●ダンス ●はだこい祭り ●ストレッチ体操 ●ゲーム



工夫している点 指導員となっている大倉体育大学の学生は、子どもたちと年齢も近いので、ダンスの休憩時間に学校生活のことや友達のことなどいろいろ話で子どもたちと交流を促しており、子どもたちにとっては身近な「お姉さん、お兄さん」的存在になっています。

市町村合併により市全域に拡大した例(鳥根県雲南市)

事業名 雲南市「子どもの居場所づくり」
参加対象者 市内の児童・生徒(4～9年生)
実施日(時間帯) 月曜日～土曜日
 ※日(15時～17時) / 午後3時～午後5時
 土曜日 / 午前10時～正午



実施場所 市内各小学校・社会教育施設 40カ所
活動内容 ●子どもたちの自由遊び(おしゃべり遊び、読書、軽スポーツ)
 ●おのゑそび(おぼろげ・付とんぼ) ●読み聞かせ、室内外でのゲーム
 ●公民館を活用した通学会館などと連携した体験学習 など

工夫している点 ●合併にともない市内全域で展開
 雲南市は平成16年11月に合併してできた新しい市です。合併を契機に、市内全域(立小・学小・社会教育施設)で異学年や地域の人たちとの交流の場としての、子どもの居場所づくりを展開しています。



PTAが主体となって「地域子ども教室」を運営している例(愛媛県四国中央市)

事業名 四国中央市「ほんわかくらぶ」
参加対象者 市内の児童・生徒
実施日(時間帯) 毎月水曜日、土曜日(月に1回)
 午後1時～4時30分



実施場所 金庄第一小学校(図書室など)
活動内容 ●読み聞かせや読書
 ●年画のアドバイス
 ●工作 ●絵画 ●など

工夫している点 ●地域で自発した活動を目標し、PTAやPTAが中心となって子どもたちの居場所を支援するとともに、地域の活性化を図っています。
 ●地域の大人はもちろん、学校の教員の協力もあり、地域ぐるみで子ども教室を運営し、子どもたちを発見しています。



広がる子どもの居場所(地域子ども教室)③

地域子ども教室推進事業について

文部科学省では、青少年の問題行動の深刻化や地域の教育力の低下等の緊急的課題に対応し、未来の日本を創る心算がたくましい子どもを社会全体で育むため、平成16年度から学校等を活用した安全で安心して活動できる子どもの居場所(活動拠点)づくりを支援しています。

H16年度:5,364ヶ所・平成17年度:8,000ヶ所

1 都道府県レベル等の運営協議会の設置

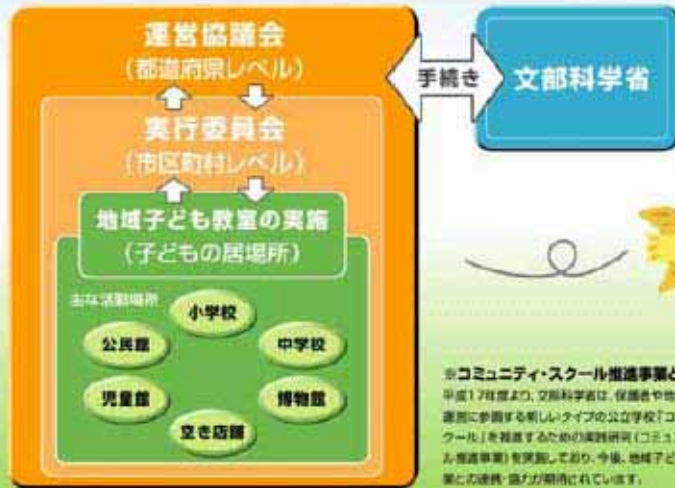
行政関係者、学校関係者、様々な分野で活躍する民間者などで構成される運営協議会を設置し、都道府県内の居場所づくりの在り方の検討、コーディネーター等の研修会の開催、安全対策の検討、事業実施後の検証・評価等を実施。

2 地域子ども教室の実施

学校の校庭や教室、公民館、児童館等に安全で安心して活動できる子どもの居場所(活動拠点)を設け、地域の大人、道徳教員、大学生、青少年、社会福祉関係団体関係者等、安全管理員・活動アドバイザーとして配置し、小・中学生を対象とした、放課後や週末におけるスポーツや文化活動などの様々な体験活動や地域住民との交流活動等を実施。

3 子どもの居場所づくりコーディネーター等の設置

市町村レベルにコーディネーター等を配置して、親に対する参加の呼びかけや、学校や関係機関・団体との連携協力による人材の確保・登録を行うほか、登録された人材を子どもの居場所に配置します。



※コミュニティ・スクール推進事業との連携
平成17年度より、文部科学省は、保護者や地域住民が学校運営に参加する新しいタイプの公立学校「コミュニティ・スクール」を推進するための実践研究(コミュニティ・スクール推進事業)を実施しており、今後、地域子ども教室推進事業との連携・協力が期待されています。

子どもの居場所づくりにかかわる方々の声

指導者
表参道びっくろム 「もっちゃん」は、小学校4年生〜中学、高校生までを対象に、身体遊び、リズム遊び、ダンス、演劇など様々な活動を通してきました。学校学年を超えた交流が深まってきています。特にダンスでは、地域のイベントに参加することも多くなってきました。一方で指導スタッフ不足の課題もあり、子どもたちと一緒に楽しんでもらえる場所の人を求めています。特に自然体験や音楽体験をコーディネートして、1年〜1ヶ月に能力を伸ばしながら、季節も子どもたちに豊かな体験をさせたいと思っています。

高校生 ボランティア
水戸は大人の人が何もかも試みるというのではなく、経験者を講師としていくまで何か経験者がいると必ず私たちと一緒に話し合っていくところが好きだと思いきり、自分のようなスタッフさんが出て、次第のようにならびたいですね。地域の子ども教室は、わたしにとって第二の家です。

大学生 ボランティア
地域を歩くと、いろいろな人がいます。地域を歩くと、いろいろな人がいます。地域を歩くと、いろいろな人がいます。

コーディネーター
ボランティアに就任した当初は、兵庫からの誘いで、「地域子ども教室に関わることになりまして、以前より、子どもに関心があったので、思っていた以上に、「地域子ども教室で学ぶ」というこの事業の目的は、コーディネーターを引継ぎ受ける理由に存在して、私たちの「地域子ども教室」は、活動しながらルールや方針を築き上げていくことになっているので、自然な成長や展開が予想です。この機会を活かし、「地域子ども教室」が子どもの居場所となり、大人の居場所となり、地域の交流の拠点となるようたくさん考え、たくさん活動をおこし、たくさん楽しんでいきたいと思っています。



あなたも地域の「子どもの居場所づくり」にご参加ください

広がる子どもの居場所(地域子ども教室)④



子ども教室での活動を通じて、子どもの交友関係が広がり、子どもと地域の大人との交流が進み、地域における人間関係が充実してきている。

スタッフとして活動する地域住民に対する調査では、「子どもの交友関係が地域子ども教室での活動を通して、広がっていると感じますか」と質問した結果、8割以上の指導員が「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と回答している。また、「地域子ども教室での活動において、異学年交流がよく見られますか」と質問した結果、9割以上の指導員が地域子ども教室で異学年交流がよく見られると回答している。さらに、「地域子ども教室で知り合った子どもが、地域で会うと挨拶や声かけをしてくれるようになりましたか」と質問した結果でも、「そう思う」、「どちらかと言えばそう思う」という回答が全体のおよそ8割を占めている。



半数の保護者が、子ども教室に参加しての子どもの具体的な変化を感じている。

半数の保護者が地域子ども教室に子どもが参加したことで、変化が見られたと感じることが「あった」と回答している。自由記述による具体的な内容として挙げられた中で、多く見られた回答は下表の通りである。

地域子ども教室に参加して子どもが変わったと感じること

- 活発で積極的になった。……………27%
- いろいろなことに興味を持ち、チャレンジするようになった。……………24%
- 異学年の友だちができ、遊ぶようになった。……………22%
- いろいろな体験ができて、いっしょに遊ぶようになった。……………20%
- いろいろな人とすぐ友だちになれるようになり、友だちの数が増えた。……20%
- 他の人との接し方がうまくなった。……………19%
- 体験を活かし、家の手伝いをするようになった。……………19%

青森県子ども地域活動推進協議会事業検証調査より



○ 地域子ども教室の新たな展開 ○

子どもの居場所づくり案内ビデオ

子どもの居場所づくりの推進のために、このたび「子どもの居場所づくり」案内ビデオを作成しました。ビデオは【基本編】、【マニュアル編】、【事例編】の3本で構成され、各都道府県・指定都市教育委員会、市町村教育委員会、国公立小学校、視聴覚センター・ライブラリー等へ配布していますので、ご活用ください。



1. 基本編



「子どもの居場所づくり」の意義や重要性をテーマとして、「なぜ、今、地域子ども教室推進事業に取り組む必要があるのか」について考えることをねらいとしています。

2. マニュアル編

指導員等の人材確保、委員会等の設置、安全対策、活動プログラムの策定など、「子どもの居場所づくり」の実施までの過程を具体的に解説しています。



3. 事例編



全国各地で取り組まれている、特色ある工夫を凝らした活動事例を紹介しています。

週末チャレンジ教室について

平成17年度より、地域子ども教室を実施する予定である全国約8,000カ所の会場のうちの約2,000カ所を対象として、週末において、地域の専門的知識や技能を有する人材を講師などとして活用した「週末チャレンジ教室」を新たに実施し、子どもたちにとってより高度で魅力的な学習活動、体験活動の機会を提供することとしています。

石川県山中町の事例

- | | |
|---------|--|
| 事業名 | 山中子どもチャレンジ教室 |
| 参加対象者 | 小学校1年～6年生 |
| 実施日(時間) | 基本的に土曜日午後2時～4時(内容により変更あり) |
| 実施場所 | 山中町公民館 |
| 講師内容 | ● 英語講師(外国人)による国際理解教室 ● 九谷焼作家による九谷焼絵付け・着書きづくり ● 子ばや店主によるそば打ち ● ツアーガイドさんによるガイドボランティア など |
| 講師について | 一学期29回の開催予定なので、ある分野に偏ることなく、なるべく多様な体験ができるよう講師の選定を工夫した。週末チャレンジ教室は、町内のみならず町外からも講師をお断りしている。 |
| 工夫している点 | 一応屋敷にきて、講師の指導を受けるという講座もあるが、できるだけ子ども達にボランティア体験主体的な体験を行いたいと考え、町内のガイドボランティアや福祉施設との協力を計画している。その際必要に応じて事前に集まり、練習なども行っている。 |



児童福祉法の一部を改正する法律の概要

我が国における急速な少子化の進行等を踏まえ、すべての子育て家庭における児童の養育を支援するため、市町村における子育て支援事業の実施、市町村保育計画の作成等に関する規定を整備する等の措置を講ずることにより、地域における子育て支援の強化を図る。

1. 市町村における子育て支援事業の実施等

(1) 市町村における子育て支援事業の実施

市町村は、児童の健全な育成に資するため、次に掲げる事業(以下「子育て支援事業」という。)が実施されるよう必要な措置の実施に努めることとする。

① 保護者からの相談に応じ、情報の提供及び助言を行う事業

② 保育所等において児童の養育を支援する事業

③ 居宅において児童の養育を支援する事業

※ ①の事業の例: 地域子育て支援センター事業、つどいの広場事業

※ ②の事業の例: 放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳幼児健康支援事業、一時保育事業、特定保育事業、幼稚園預かり保育事業

※ ③の事業の例: 出産後等の保育士等派遣事業

(2) 市町村における子育て支援事業のあっせん等の実施

市町村は、子育て支援事業に関し情報の提供を行い保護者が最も適切な子育て支援事業の利用ができるよう、相談に応じ、助言を行うとともに、子育て支援事業の利用のあっせん、調整、子育て支援事業者に対する要請を行うこととする。

2. 保育に関する計画の作成

保育の実施への需要が増大している都道府県及び市町村は、保育の実施等の供給体制の確保に関する計画を定めることとする。

3. その他

(1) 児童養護施設等は、地域の住民に対して、児童の養育に関する相談に応じ、助言を行うよう努めることとする。

(2) 都道府県に必置することとされている都道府県児童福祉審議会について、行政処分等に係る事項以外の政策審議は、任意に行うことができることとする。

4. 施行期日

平成17年4月1日から施行。ただし、3.(2)については、平成16年4月1日から施行する。

主な児童福祉法改正経緯の概要(平成9年以降)

	改正内容
児童福祉法等の一部を改正する法律 (平成9年法律第74号)	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村の措置により保育所に入所する仕組みを、保育所に関する情報提供に基づき、保護者が希望する保育所を選択する仕組みに改正 ・放課後児童健全育成事業および児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)を社会福祉事業として位置付け ・教護院、養護施設、乳児院、母子寮などの児童福祉施設の名称、機能等の見直し ・児童家庭支援センターの創設
児童虐待の防止等に関する法律 (平成12年法律第82号)	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉司及び児童相談所長の任用資格等を改正
社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律 (平成12年法律第111号)	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅生活支援費の支給制度を創設、助産施設及び母子生活支援施設に係る利用方式等を改正
児童福祉法の一部を改正する法律 (平成13年法律第135号)	<ul style="list-style-type: none"> ・児童委員の職務の明確化及びその資質の向上等 ・保育士資格の法定化 ・認可外保育施設に対する監督の強化
母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律(平成14年法律第119号)	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て短期支援事業(親の残業、病気などの場合に実施する児童のショートステイ・ワイライトステイ事業)の法定化
児童福祉法の一部を改正する法律 (平成15年法律第121号)	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村における子育て支援事業の実施、市町村保育計画の作成等に関する規定を整備
児童福祉法の一部を改正する法律 (平成16年法律第30号)	<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談に関し市町村が担う役割を法律上明確化するなど、児童虐待防止対策を強化 ・長期にわたり療養の必要な慢性疾患にかかっている児童に対する医療の給付等の事業を創設